

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

令和5年3月16日（木）

午前10時 開 議

第1. 常任委員会報告について

第2. 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について

第3. 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第4. 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第5. 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第6. 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について

第7. 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

第8. 議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第9. 議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

第10. 議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について

第11. 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

第12. 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

第13. 議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について

第14. 議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

第15. 議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

第16. 議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

- 第17. 議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第18. 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について
- 第19. 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第20. 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21. 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第22. 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第23. 議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第24. 発議案第1号 矢巾町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第25. 発議案第2号 矢巾町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について
- 第26. 発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 第27. 発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案目次(追加)

令和5年矢巾町議会定例会3月会議

19. 常任委員会報告について
20. 議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
21. 議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
22. 議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について
23. 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
24. 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
25. 議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について
26. 議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
27. 議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
28. 議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
29. 議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
30. 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第13号)について
31. 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
32. 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
33. 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
34. 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第4号)について

- 35. 議案第 3 5 号 令和 4 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 35. 発議案第 1 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 36. 発議案第 2 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- 37. 発議案第 3 号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 38. 発議案第 4 号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

令和 5 年 3 月 16 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

総務常任委員会委員長 高 橋 安 子

総務常任委員会活動報告書

本委員会は、令和3年度及び令和4年度の所管事務について、下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 令和3年度・令和4年度活動テーマ
安全・安心の町と信頼できる財政運営
- 2 調査結果 別紙のとおり

総務常任委員会活動報告

2年間の活動総括

昨今大規模災害が多いことから、令和2年度議会に於いて「矢巾町議会災害対策会議」を策定したが、災害想定訓練はコロナ禍で残念ながら実施出来なかった。

今後状況をみながら、災害に即した議員の行動等について、コロナ感染も含めた訓練を実施するべきと考える。

議員への連絡等については、現在タブレットを活用しているが、外に持ち出しが出来ないこともあり不便である。緊急連絡の場合、殆どの議員が常時所持している携帯電話のSNS等（LINEであれば既読されたかも分かる）を情報伝達及び情報共有手段として検討してはどうか。

第7次矢巾町総合開発計画後期基本計画に係る業務で、一部コロナウィルス感染症の感染拡大の影響で目標に達していない部分もある。残りの期間で目標達成に向けて取り組んでもらいたい。また、第8次矢巾町総合開発計画に盛り込んでもらいたい。

令和3年度

活動テーマ																						
安全・安心の町と信頼できる財政運営																						
活動内容																						
<p>○委員会開催回数 令和3年度：7回</p> <table><tbody><tr><td>第1回</td><td>5月14日（金）</td><td>今期の活動テーマと所管課からのヒアリング （総務課・税務課）</td></tr><tr><td>第2回</td><td>6月8日（火）</td><td>所管課からのヒアリング（企画財政課）</td></tr><tr><td>第3回</td><td>9月8日（水）</td><td>今後の総務常任委員会の活動について</td></tr><tr><td>第4回</td><td>10月8日（金）</td><td>地域おこし協力隊の活動について 広宮沢・流通センター売却予定町有地現地 調査</td></tr><tr><td>第5回</td><td>12月13日（月）</td><td>3請願第3号についてヒアリング</td></tr><tr><td>第6回</td><td>R4年2月15日（火）</td><td>行政区再編成計画について担当課から説明</td></tr><tr><td>第7回</td><td>R4年3月8日（火）</td><td>3請願第3号、4請願第2号の審査</td></tr></tbody></table> <p>○請願審査：2件</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3請願第3号 矢巾町火葬場（齋苑）の誘致に関する請願 審査結果 採択すべきもの・ 4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願 審査結果 継続審査（請願者からヒアリングを予定）		第1回	5月14日（金）	今期の活動テーマと所管課からのヒアリング （総務課・税務課）	第2回	6月8日（火）	所管課からのヒアリング（企画財政課）	第3回	9月8日（水）	今後の総務常任委員会の活動について	第4回	10月8日（金）	地域おこし協力隊の活動について 広宮沢・流通センター売却予定町有地現地 調査	第5回	12月13日（月）	3請願第3号についてヒアリング	第6回	R4年2月15日（火）	行政区再編成計画について担当課から説明	第7回	R4年3月8日（火）	3請願第3号、4請願第2号の審査
第1回	5月14日（金）	今期の活動テーマと所管課からのヒアリング （総務課・税務課）																				
第2回	6月8日（火）	所管課からのヒアリング（企画財政課）																				
第3回	9月8日（水）	今後の総務常任委員会の活動について																				
第4回	10月8日（金）	地域おこし協力隊の活動について 広宮沢・流通センター売却予定町有地現地 調査																				
第5回	12月13日（月）	3請願第3号についてヒアリング																				
第6回	R4年2月15日（火）	行政区再編成計画について担当課から説明																				
第7回	R4年3月8日（火）	3請願第3号、4請願第2号の審査																				
所 感 等																						
<p>令和3年度に於いては、コロナ感染拡大により所感事務調査等については実施出来ない状況であった。次年度においては、コロナの状況等見ながら、総務常任委員会のテーマや調査課題を検証することとしたい。</p> <p>開始されてから10年経過した「地域起こし協力隊」からのヒアリングを実施。卒業後も一部の方が本町に移住し、積極的に活動している状況を確認出来た。</p>																						

令和4年度

令和4年度活動テーマ	
安全・安心の町と信頼できる財政運営	
令和4年度活動内容	
○委員会開催回数：8回	
第1回	4月5日（火） 令和4年度活動について （企画財政課・総務課・税務課・町民環境課・政策推進監）
第2回	4月26日・27日（火・水） 所管課からのヒアリング （企画財政課・総務課・税務課・町民環境課・政策推進監）
第3回	6月7日（火） 視察研修について
第4回	6月14日（火） 4請願第3号に係るヒアリング
第5回	7月19日（火） 視察研修日程と研修先について打ち合わせ
第6回	9月9日（金） 請願審査（2件）及びヒアリング（1件） 4請願第3号、同第8号、同第9号に係る請願審査
第7回	12月12日（月） 4請願第8号審査及び今後の活動について
第8回	12月21日（水） 第7次矢巾町総合開発計画後期基本計画検証のための所管課ヒアリング（政策推進監） 12月23日（金） 第7次矢巾町総合開発計画後期基本計画検証のための所管課ヒアリング（総務課・企画財政課・町民環境課）
○請願審査3件	
・ 4請願第3号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願 審査結果 不採択とするもの
・ 4請願第8号	所得税法第56号廃止の意見書を国に提出することを求める請願 審査結果 不採択とするもの
・ 4請願第9号	景気回復のため、消費税率を5%に引下げること求める請願 審査結果 不採択とするもの
○所管事務調査	
研修テーマ：持続可能な社会活動・議会活動の実現に向けて	
月 日	：令和4年10月18日～令和4年10月20日（木）
訪問先	：愛知県幸田町、岐阜県瑞浪市、恵那市

所 感 等

① 愛知県幸田町議会：議会事業継続計画（BCP）と災害想定訓練

コロナ禍により大々的な訓練は出来ないが、議場老朽化に伴う天井落下対策としての緊急避難訓練を実施した。また、ラインを活用した情報共有を実施している。これからの情報伝達の方法として本町でも検討する価値があると思う。

② 岐阜県瑞浪市：ゼロエネルギー（ZEB）校舎

学区制審議会の答申を経て開校まで9年間を要し、スーパーエコスクールが完成したとのこと。本町に於いても早く基本計画を立てることの必要性を感じた。

③ 岐阜県恵那市：女性役員活躍の裾野を広げる活動

ショッピングセンターに出張所を設置し、「女性活躍」「食」「行政窓口」の3テーマを掲げる取組みを実施。一時預かり託児事業が実施されており、子育て世代女性等の多様事業への参画につながると思われる。

総務常任委員会委員

委員長	高橋安子	副委員長	昆秀一
委員	小笠原佳子	委員	廣田清実
委員	小川文子	委員	藤原由巳

令和 5 年 3 月 1 6 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

産業建設常任委員会委員長 山 崎 道 夫

産業建設常任委員会活動報告書

本委員会は、令和3年度及び令和4年度の所管事務について、下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 令和3年度・令和4年度活動テーマ
産業の活性化と利便性を高めるまちづくり
- 2 調査結果 別紙のとおり

産業建設常任委員会活動報告

2年間の活動総括

令和3年度、4年度とコロナウイルス感染症により、さまざまな行動制限が求められ、思うように活動ができない状況が続いたが、そうした中であって所管課へのヒアリングの実施により、各担当課毎の主要事業と予算について、それぞれの係から詳しく説明を受け、事業の推進に向けた取り組みの方向性などについても確認することができ、ヒアリングの重要性を再認識した。

令和3年度は、JAいわて中央と矢巾町商工会との意見交換を実施したが、JAについては農業を取り巻く厳しい状況の中、農家の収入確保に向けた今後の取り組みについて率直に意見交換することができた。また、商工会についてはコロナ禍によって4月から10月までに260件を超える会員からの相談を受け、経営安定特別相談日を設置し、金融支援等の対応に努めていることなどが話されたが、今後、町を盛り上げるためのイベント等について意見交換するなど、大変有意義な取り組みとなった。

所管事務調査は雫石町を訪れ、イノシシ被害の防止について視察研修した。被害防止の取り組みとして電気柵の設置に力を入れており、平成27年から補助金制度を創設し、7年間で117ha、約160ヶ所に約44kmの柵を張り巡らしているとのことであった。今年度のイノシシ捕獲頭数は11月1日現在で50頭になったそうであり、「くくりワナや猟銃免許取得への補助金制度」により若いハンターの養成に取り組んでいるとのことであった。現在36人の登録（内女性は3人）で、来年は40人になる予定とのことである。本町もイノシシ被害が拡大する傾向にあり、電気柵の設置に取り組み始めたが、被害防止対策を進める上で雫石町の取り組みを参考にすべきと感じた研修であった。

令和4年度は、コロナ禍の収束が見えない中、前年度実施したJA岩手中央や矢巾町商工会との意見交換は実施できなかったが、昨年未実施であった県外への所管事務調査を実施することができた。10月5日は佐賀県多久市に、「官民共同による地域資源観光シェアリング事業の取り組みについて」、2日目の10月6日は熊本県山都町の「新規就農サポート体制の取り組みと移住セクションとの連携について」を調査研究してきた。多久市は人口減少にある中、地域資源や市民の得意な技術などを活かして各種体験の企画や雇用の場の創出などに取り組み、市内に12本の空の道を設定し、配送事業を想定したドローンの実証実験を行うなど、市民力を結集してまちの活性化に取り組んでいた。

山都町は「有機農業全国NO1」を掲げ、新規就農者を県内外から募集し、農業インターシップの受け入れや1年間の農業研修制度を確立し、有機農業に取り組む新規就農者の育成事業に取り組んでおり、両市町ともまちづくりや持続可能な農業の推進の観点から学ぶべき点の多い視察研修であった。

令和3年度

活動テーマ		
産業の活性化と利便性を高めるまちづくり		
活動内容		
○委員会開催回数：10回		
第1回	5月7日(木)	今期の活動テーマとヒアリングの日程調整
第2回	6月8日(火)	所管課から主要事業のヒアリング
第3回	9月28日(火)	下半期の活動について
第4回	10月7日(木)	有害鳥獣対策について、担当課からヒアリング
第5回	10月22日(金)	岩手中央農業協同組合との意見交換会
第6回	11月1日(月)	雫石町先進地視察(有害鳥獣対策について)
第7回	11月9日(火)	矢巾町商工会との意見交換会
第8回	2月18日(金)	4請願第1号に係る請願審査の日程調整
第9回	3月2日(水)	4請願第1号 関係課からのヒアリング
第10回	3月10日(木)	4請願第1号、4請願第4号の審査
○請願審査：2件		
・4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について 審査結果 採択すべきもの		
・4請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願 審査結果 採択すべきもの		

所 感

下半期（令和3年～4年度）の活動テーマについて5月7日開催の第1回常任委員会において協議し、「産業の活性化と利便性を高めるまちづくり」に決定した。また、具体的な調査項目については、所管課に対するヒアリングの実施をはじめとして、国道4号沿線の間野々地区の市概化調整区域おける地区計画事業、町営住宅の集合化事業、本町におけるSDGsと脱炭素の取り組みについて調査を行うこととした。また、矢巾町商工会やJAいわて中央との意見交換を実施することとし、併せて各種事業の先進地への所管事務調査についても実施することとした。

6月8日に所管課のヒアリングを行い、各課から主要事業と予算について係ごとに詳しい説明を受け、3年度の主要事業について、矢巾町の長年の課題となっている企業立地の確保と企業誘致、西部地区の活性化、生活道路や通学路の整備、農地の基盤整備、河川の中州除去等を含む改修整備、高田・矢巾住宅の集合化、水道管の耐震化や下水道の有収率向上に向けた取り組みなど、各種事業計画を聞き取りしそれぞれ事業内容を確認した。

10月22日には、JAいわて中央農協との意見交換を実施し、農業を巡る厳しい状況下におけるJAとしての対応（農家の収入確保に向けR5年度から銀河のしずくへの栽培転換など）や、自治体に対する要請・要望などについても聞き、その中で矢巾町がりんごの霜害に対し支援を行ったことへのお礼が述べられるなど、大変有意義な意見交換の場となった。また、11月9日、矢巾町商工会との意見交換を実施し、コロナ禍において4月から10月までの間に260件を超える相談が会員からあり、経営安定特別相談日を設置し金融支援の相談や専門家へ繋ぎ相談する対応を行っているなどの話を聞き、併せて町を盛り上げるためイベント等の開催についても意見交換を行うなど、大変意義深い活動となった。

長引くコロナで、予定していた県外への所管事務調査は断念したが、近年問題となっているイノシシ被害対策について、雫石町の取り組みに学び参考にするため、11月1日に雫石町を訪れ視察研修を行った。

被害防止対策として電気柵の設置を積極的に進めており、平成27年から補助金制度を創設し、7年間で117ha、約160ヶ所、延長約44kmを張り巡らしているとのことであった。

視察現場は19世帯が共同で作付けしている37haの水田であったが、3段の電気柵が張り巡らされていた。工事費は約160万円で、町の補助金は20万円とのことであったが、残りは耕作者一人当たり7万4千円の負担で賄ったそうである。今年度のイノシシの捕獲数は11月1日現在50頭になったそうであり、電気柵を設置していない水田の被害は、かなりひどい状況であるとのことであった。また被害防止のために「くくりワナ免許や猟銃免許取得への補助金制度」を創設し、若いハンターを増やす取り組みを進めているとのことであったが、10月末現在の登録ハンターは36人で、来年度は40人になるとのことであった。その内女性が3人とのことであり、

現場を案内した鳥獣対策専門委員は女性ハンターの一人であった。

本町もイノシシ被害対策として電気柵の設置に取り組み始めたが、ハンターの確保や被害防止対策を押し進める上からも、雫石町の取り組みは大いに参考になると感じた研修であった。

令和4年度

令和4年度活動テーマ

産業の活性化と利便性を高めるまちづくり

令和4年度活動内容

○委員会開催回数 10回

- | | | |
|------|-----------|----------------------|
| 第1回 | 4月5日(火) | 令和4年度活動計画等について |
| 第2回 | 4月19日(火) | 所管課へのヒアリング |
| 第3回 | 5月27日(金) | 所管事務調査 |
| 第4回 | 6月7日(火) | 視察研修について |
| 第5回 | 6月14日(火) | 4願第7号の請願審査(継続審査) |
| 第6回 | 8月26日(火) | 所管事務調査事前研修と請願審査の日程調査 |
| 第7回 | 9月2日(金) | 今後の委員会活動の日程調整等について |
| 第8回 | 9月9日(金) | 4請願第10号の請願審査 |
| 第9回 | 11月14日(月) | 第7次総検証のためのヒアリング |
| 第10回 | 11月28日(木) | 4請願第10号の請願審査 |

○請願審査： 2件

- ・4請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願
審査結果 後日、請願の取下げ
- ・4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
審査結果 不採択とするもの

○所管事務調査

研修テーマ：「産業の活性化と利便性を高めるまちづくり」

月 日：令和4年10月5日(水)～令和4年10月6日(木)まで

訪問先：佐賀県多久市、熊本県山都町

研修事項：多久市 「官民共同による地域資源観光シェアリングの取組について」

山都町 「新規就農サポート体制の取り組みと移住セクションとの連携について」

所 感

○具体的な調査の実施について

4月5日の第1回常任委員会において下記の具体的な調査項目を決定し、今年度の委員会活動をスタートした。

- ① 第7次総合計画後期基本計画の前期2年間の検証と令和4年度の主要事業について所管課へのヒアリング実施
- ② 矢巾町商工会、建設業協会、JAいわて中央との意見交換の実施
- ③ 国道4号沿線白地地帯における地区計画事業の進捗状況の調査実施
- ④ 町営住宅集合化に向けた取り組みの調査実施
- ⑤ 徳丹城周辺の活性化に向けた事業推進と整備状況について調査実施
- ⑥ 国道4号盛岡南道路のルートに関わる、県道・町道・通学路等に対する影響について調査実施
- ⑦ 国道4号盛岡南道路のルート決定による、基盤整備事業に対する影響について調査実施

なお、昨年度実施できなかった県外における所管事務調査を実施することとした。

○具体的活動について

4月19日に所管課へのヒアリングを実施し、各課における主要事業と予算について説明を受け、それぞれの事業計画について聞き取りし、事業内容を確認した。具体的な調査項目の③④⑤については所管課へのヒアリングにおいて、それぞれの取り組み状況や進捗状況、さらには今後の方向性について、具体的に事業内容の説明がされ、事業の推進に向けた強い決意を感じる事が出来た。

また、今年度は第7次総合計画後期基本計画の検証を行ったが、残り1年で目標値を達成できると思われる事業や、目標値の達成が難しいと思われる事業などの検証を実施し、その結果を報告書にまとめ予算決算常任委員会に提出したところである。

②についてはコロナウイルス感染症が落ち着かない中であって、矢巾町商工会等と打ち合わせし見合わせる事とした。⑥と⑦については、ルートが決定した際に町道が交差するヶ所で、通学路や生活道路として活用できる路線をしっかりと確保するよう担当課に強く求めた。

他県における所管事務調査は、佐賀県多久市と熊本県山都町を訪れ、多久市は炭鉱の閉山により、人口減少が続く中であって新たな就業機会の創出を図る取り組みを積極的に進めており、女性の就労支援に力を入れていた。さらには地域観光シェアリング化事業により年間を通して各種体験等が企画され、多くの市民が参加し活性化を図る取り組みが進められていた。また、山都町は「有機農業全国NO1のまち」を掲げており、新規就農者に向けた切れ目のない支援体制と、移住者受け入れのための雇用就農のサポート体制や、空き屋を活用する際の補助金制度が充実しており、特に1ヶ月程度の農業インターシップの受け入れや、1年間の農業研修制度の創設で平成25

年以降 18 名の新規就農者が誕生しており、本町の新規就農者育成の観点からも学ぶべき点の多い視察研修であった。

産業建設常任委員会委員

委員長	山崎道夫	副委員長	藤原梅昭
委員	吉田喜博	委員	長谷川和男
委員	川村よし子	委員	高橋七郎

令和 5 年 3 月 16 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

教育民生常任委員会委員長 赤 丸 秀 雄

教育民生常任委員会活動報告書

本委員会は、令和3年度及び令和4年度の所管事務について、下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 令和3年度・令和4年度活動テーマ
世代間交流と社会教育の充実について
- 2 調査結果 別紙のとおり

教育民生常任委員会活動報告

2年間の活動総括

この2年間はコロナ禍の真ただ中であつたため、委員会開催は19回に留まった感が否めない。

主な活動として付託を受けた請願審査5件を慎重審査し、採択すべきものとした。委員会活動のテーマを「世代間交流と社会教育の充実について」に決め、取り組むこととしたが委員の間に認識の相違が大きく、認識合わせのために時間を費やし学習したことも、振り返れば大いに勉強となりました。

また、テーマ内容を深めるため、町内2組織（社会教育指導員・民生児童委員）からレクチャー・意見交換を行い、町内の実態がどうであるか現状把握に努めました。

所管事務調査先を世代間交流、社会教育などに住民とともに積極的に取り組んでいる岐阜県に決め、視察先を高山市社会福祉協議会、岐阜市教育委員会、各務原市NPO法人つむぎの森としました。

◇高山市社会福祉協議会

冬季4カ月間、雪深い高根地区で高齢者が賄い付きの共同生活を行い、留守中の自宅はボランティア大学生が雪かきを含めた見守りを実施し、夜は共同生活の宿舎に泊まりお年寄りと交流を図る「のくとい館」事業であります。

日中帯のお年寄りたちは「寒干し大根」づくりで交流を深め、寒干し大根を地元直売所に出荷して収入を得て、健康を維持して元気に暮らす仕組みであった。

◇岐阜市教育委員会

「未来を担う人づくり」事業を5か年計画で10年前から積極的に取り組んでいる40万人の市であります。特筆すべきことは、毎月住民を含めた定例の会合開催と20歳未満とそれ以上の年代を2層化し、市内の地区ごとに相談窓口を設置してきめ細やかに取り組んでいた。また中学卒で社会人となる方や高校を中退した方の追跡調査を行う見守り体制を構築し、組織の連携が活かされた取り組みであった。

◇各務原市NPO法人つむぎの森

つむぎの森は2010年に学校に居場所を見つけられないかった子どもを、自分らしく生きていくための居場所、フリースクールの設置からはじまったとのこと。

引きこもり等で困っている人を2年以上掛かっても粘り強く対応し、ここでの協働生活ができるまで見守っていることを、代表者の方が力説していた。

つむぎの森では独り立ち出来た方を社会へ送り出さずに、自分から出て行かない限り組織内で就業活動や起業支援を行い、皆なで手を携えながら生きていくスタイルを醸成していることが、素晴らしい取り組みであった。

○次年度への申送り等

町内の問題・課題発見には、町内組織団体等との意見交換が大変重要であると感じましたので、活動イコール行動であることを次期委員会に期待したい。

令和3年度

活動テーマ
世代間交流と社会教育の充実について
活動内容
○委員会開催回数：8回 第1回 5月13日（木）今期の活動テーマと所管課ヒアリング 第2回 6月8日（火）3請願第2号の審査 第3回 6月28日（月）所管課から主要事業のヒアリング 第4回 9月15日（水）今後の活動について（次回委員会の打合せ） 第5回 10月11日（月）活動テーマに関する研究 第6回 10月26日（火）社会教育指導員との意見交換会 第7回 11月19日（金）民生児童委員協議会との意見交換会 第8回 3月8日（火）4請願第2号の審査
○請願審査：2件 ・3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願 審査結果 採択すべきもの ・4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願 審査結果 採択すべきもの
所感等
① コロナ禍（第5・6次）でのテーマ設定であったため、庁舎外の活動を控えテーマを委員会で徹底討議を行った。特に社会教育には委員の認識に大幅な違いがあり、認識合わせに時間を割いたことはとても良かった。 ② 委員会で議論するたびに、テーマの課題の大きさを再認識できて、取り組み項目を絞ることの難しさやどこに照準を当てて活動するか迷いも出た。 ③ 世代間交流は、今の子育て世代と我々委員が育った時代とは大きな隔たりがあることも、話し合うことにより相互理解することができた。 ④ 社会教育指導員や民生児童委員の方々に町内の現状を聞いたことも勉強になり、テーマに取り組む方向性を見出した感があった。

令和4年度

令和4年度活動テーマ	
世代間交流と社会教育の充実について	
令和4年度活動内容	
○委員会開催回数 11回	
第1回	4月5日(火) 令和4年度活動計画等について
第2回	4月27日(水) 所管課へのヒアリングと視察研修について
第3回	5月17日(火) 所管課へのヒアリング
第4回	6月7日(火) 4請願第5号、4請願第6号の取扱いと視察研修について
第5回	6月14日(火) 4請願第5号、第6号の請願審査
第6回	7月7日(火) 所管事務調査の内容確認と事前調査
第7回	9月9日(金) 4請願第6号、4請願第11号の請願審査
第8回	11月28日(月) 第7次総検証のための所管課ヒアリング
第9回	12月12日(月) 当該年度主要事業ヒアリング
第10回	12月15日(木) 第7次総検証ヒアリング結果の取りまとめ
第11回	1月4日(水) 第7次総検証結果の意見取りまとめ
○請願審査： 3件	
・4請願第5号 豊かな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げなどをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願	
審査結果 採択すべきもの	
・4請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願	
審査結果 採択すべきもの	
・4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願	
審査結果 採択すべきもの	
○所管事務調査	
研修テーマ：	
月 日	：令和4年7月25日(月)～令和4年7月27日(水)まで
訪問先	：岐阜県高山市、岐阜市、各務原市

所 感 等

① コロナワクチン接種も4回実施することにより、委員会はもとより全国的に感染防止に何が必要か認識できるようになり、6月議会終了後に所管事務調査に出掛けることを確認した。

② 所管事務調査先

・高山市社会福祉協議会

のくとい館事業は、雪深い高根地域で冬季間のみ高齢者の賄い付き共同生活と見守り役の大学生との世代間交流を行っている国土交通省支援施策の取組みである。

・岐阜市教育委員会

「未来を担う人づくり」を3つの柱の施策のもと、5か年計画で10年前から積極的に取り組み、毎月定例開催する際は住民を含めた会合で問題・課題の解決を行っている事業である。

・各務原市NPO法人つむぎの森

学校に居場所を見つけられなかった子どもを、自分らしく生きていくための居場所提供を行い、独り立ち出来た方を社会へ送り出さずに自分から出て行かない限り組織内で就業活動や起業支援を行い、皆んなで手を携えながら生きていくスタイルを醸成する活動を行っている。

③所管事務調査では、それぞれが今の社会に何が必要であることを問題認識し取り組む姿勢を鮮明にしていた。

そのことの体験を直接聞くことが出来て、大変有意義な研修であった。

教育民生常任委員会委員

委員長	赤丸秀雄	副委員長	藤原信悦
委員	谷上知子	委員	村松信一
委員	水本淳一	委員	廣田光男

令和5年3月16日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

予算決算常任委員会
委員長 廣田清実

予算決算常任委員会報告書

令和2年3月18日付第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の報告により同委員会より引き継ぐこととしておりました第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 付託事件

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証について

2 調査経過

令和2年3月18日付で第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会において最終報告により計画策定の調査を終え委員会としての役割を終えたことから、以後は当委員会において同計画の検証を行うよう引き継がれた。

当委員会で検証を行うにあたり、まずは総務、産業建設、教育民生の3常任委員会でそれぞれの担当分野について令和2～3年度における指標の達成度を確認するなどの検証を行い、令和5年1月20日までに各委員会より報告を受けた。

その報告をもとに令和5年3月13日当委員会を開催し、令和5年3月会議で最終報告すべく、報告内容について協議した。

3 検証結果 ※詳しくは別紙参照のこと

【達成又は順調な指標】

指標の中にはすでに目標を達成したもの、目標に向かって計画通り順調に成果をあげているものも確認されたが、以下について特に評価するものである

- ・コロナ禍の中、防災士のフォローアップ研修の実施回数やまちづくりサポーターの活動、青空教室など住民参加への取り組みに努められた。
- ・国土利用計画・都市計画マスタープランは未達成なもの、農業振興地域計画

の達成は評価する。

・水道事業における有収率は令和5年目標値の96%にかなり近づいており、さらなる努力に期待。排水管の耐震化率は、令和3年度で21.6%と目標値をクリアしている。

【未達成の指標】

目標年までに指標の達成が難しい、また目標達成に向け、残された計画年度で努力されたい部分も多々ある中、特に以下の点により一層努められたい

・基幹河川整備の推進は令和3年までの進捗率77%であり、令和5年度の目標値88%を目指し、整備計画に基づき積極的に取り組まされたい。

・新規就農者の確保は、目標値10名であるが、実績は過去2度において2名であり目標に向かって創意工夫されたい。新規就農者の育成について現在1名の方が相談に来ているとのことから就農に向けて引き続き支援されたい。

・企業誘致の推進は、令和5年度目標値6件に対し令和2、3年度は実績がなかったことから、トップセールスなど力を入れ就労の確保に努められたい。

・公共施設等総合管理計画において、官民連携で推進されたい。

・コミュニティ活動について、コロナ禍の影響もあり停滞していたことから、今後活発に活動を進められたい。

・要望の多い道路整備については、交通安全上からも現在の倍以上の整備を進めるよう整備計画を見直されたい。

・1級河川の整備計画は防災対策の観点からも早期整備を県にもっと積極的に働きかけられたい。

・矢巾型コミュニティ・スクールの活動内容を町民に広く周知されたい。

・いじめ防止、自殺防止、児童虐待防止の対策強化と相談窓口の充実をさらに図られたい。

・スクールバス運行を児童生徒の安全のためにも拡大されたい。

3 調査意見

第7次矢巾町総合計画が平成28年度から始まり、「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば」を基本理念に掲げ、前期基本計画の期間に始まり、見直しを経て令和2年度から令和5年度までの後期基本計画を策定し、計画の実現に向け町当局と一緒に取り組んできたところである。

今回、委員会の任期も終わりを迎えることからこれまでの後期基本計画の取り組みを検証したものではあるが、その間新型コロナウイルス感染症の流行もあり、計画の実現、進展に影響を及ぼされ、指標によっては遅れがあることも否めない。

しかしながら、計画期間はまだ残されており、指標によってはまだ挽回できるもの、達成の見込みは難しいものの目標に向かって努めるべきものもあり、令和5年度の取り組みに注力すべき必要がある。そのため、議会として今後も計画期間の最後まで検証していく必要があると考えられることから、本検証結果を引き

継ぎ、次期議員任期においても引き続き 7 次総合計画各指標の目標達成に向け尽力されたい。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証報告

総務常任委員会

(1) ヒアリングの実施状況

令和4年12月21日 政策推進監 午後1時30分から
令和4年12月23日 総務課 (午後1時15分から) 企画財政課 (午後2時10分から)
町民環境課 (午後3時15分から)

(2) 令和2・3年度の実績等について

- ・コロナ禍のなか、防災士のフォローアップ研修の実施回数やまちづくりサポーターの活動、青空教室など工夫して実施したことは評価できる。
- ・エネルギーの地産地消の推進について、難しいテーマではあるがどのような対応を取ったか、今後の事業展開において広報やホームページで事例を公表していくとのこと。
- ・個人住宅資金利子補給制度について、条件変更により利用しづらくなっていると感じる。

(3) 令和4・5年度の取組みについて、注視する点など

- ・公共施設等総合管理計画において、官民連携の推進の広がり
- ・コミュニティ活動について、コロナ禍の影響もあり停滞していたことから、今後どのような方法で、またどの程度に活動が進むか。
- ・役員の交代時期を迎えることから、公民館長などでの女性登用がどの程度進むか。
- ・煙山小学校前に、ゾーン30プラスの導入を検討するとのことから今後の推移
- ・令和5年度末までに、目標値の達成が難しいのではないかという案件（特にも住民参加型による各種ワークショップ等の開催回数や参加人数を目標値としているもの）がある。

(4) 第8次矢巾町総合計画において取組んで欲しい点

- ・官民連携の推進をより進めるとともに様々な事業や指定管理者の審査について、より民間の力を導入できるよう取り組んでいただきたい。
- ・新エネルギー導入のための取組みや公用車への電気自動車の導入
- ・矢巾齋苑の移転に関する議論を始めるとともに、方向性の確定を。(請願を採択した経緯がある)

(5) 全体的所感

どの課も所管分の第7次矢巾町総合開発計画後期基本計画に係る業務は概ね目標値に達しているということであるが、一部新型コロナウイルス感染症の影響などにより目標に達しない部分もあった。

積み残されたものについては、残りの期間で目標達成に向けて取り組んでもらいたい。また今後の第8次矢巾町総合開発にも盛り込み取り組んでもらいたい。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証報告

産業建設常任委員会

(1) ヒアリングの実施状況

- | | | | |
|----|------------|-------|------------|
| 1、 | 令和4年11月14日 | 道路住宅課 | 午前 9時から |
| 2、 | 〃 | 上下水道課 | 午前10時10分から |
| 3、 | 〃 | 農業委員会 | 午前11時20分から |
| 4、 | 〃 | 産業観光課 | 午後 1時から |

(2) 令和2・3年度の実績等について

【道路住宅課】

- ①土地利用計画の見直し・・・国土利用計画・都市計画マスタープラン・農業振興地域計画の見直しについて→国土利用計画・都市計画マスタープランは未達成だが、農業振興地域計画の達成は評価する。
市街化調整区域の地区計画設定地区は、目標達成ができる見込みで評価できる。
国土利用計画及び新たな3地区の市街化地区を含めた都市計画マスタープランの見直しについては、課題等を明らかにしてR5年度達成に向けて取り組むべきである。
- ②道路整備の推進・・・R3年40.4%であるがR5年の目標値は41%であり、ほぼ達成しつつあり、評価できる。
- ③基幹河川整備の推進・・・R1年からR3年までの進捗率77%と変化がないが、R5年の目標値88%を目指し、整備計画に基づき積極的に取り組むべきである。
- ④町営住宅の集約化建設について・・・市街化調整区域への建設は認可されないため、建設場所も含めアパートの借り上げ等も視野に様々な角度から検討中である。
- ⑤空き屋対策について・・・R3年解消数が3戸であるがR5年の目標値5戸の達成に向けてさらに力を入れるべきである。

【上下水道課】

○水道事業

- ①経常収支比率の改善・・・R2年158.9%→R3年140.8%→R5年目標値110%・・・着実に成果は上がっているが、一層の努力が求められる。
- ②有終率の向上・・・R2年94%→R3年93.3%→R5年目標値の96%にかなり近づいており、さらなる努力に期待する。
- ③耐震化の向上・・・R3年21.6%→R5年目標値19%を既にクリアしており、大いに評価できる。

○下水道事業

- ①管理施設のストックマネジメント計画策定・・・R2年度達成
- ②上下水道の経常戦略策定・・・R2年度達成

【農業委員会】

- ①農業者年金の普及・・・R3年加入者26人→R5年目標値30人、出来るだけ早期の加入促進に取り組むべきである。

②農地等の利用の最適化の推進・・・農業委員の活動日数→R 3年の平均値 253 日となっておりR 5年の目標値 250 日をクリアして活動していることから評価できる。

【産業観光課】

○農林業の振興

①新規就農者の確保・・・R 2年 1人→R 3年 1人→R 5年目標値 10人であるが、目標に到達するにはかなり難しい状況にあるが、今後、新規就農者育成に向け研修制度を創設するなど創意工夫が必要である。

②農業法人化件数・・・R 1年時点で 9 件→R 3年 0 件→R 5年目標値 11 件、法人化への移行に当たっては、その基礎となる担い手確保が課題となっており、人材育成と一体で取り組む体制づくりを今後どう支援するかが課題である。

③農福連携による雇用の促進（マッチングに向けた取り組み）

R 2年 10 件→R 3年 2 件で累積 12 件→R 5年目標値 20 件であるが、農地付近にトイレの設置など課題が多いのが実態である。

○商工業の振興

①企業誘致の推進・・・R 2年、R 3年実績なし→R 5年目標値 6 件であり、コロナ禍の中ではあるが、トップセールス等で企業誘致に力を入れるべきである。

②中小企業の保護と育成・・・中小企業基本条例の制定→R 3年度達成・・・おおいに評価できる。

③産学官連携の推進・・・R 3年 2 回→目標値達成

○観光まちづくりの推進

①ひまわりパークにおける年間出店者数・・・R 2年、3年 0 件→コロナ禍が影響し開催中止。

②西部地区の活性化・・・観光施設の来場者数→R 2年 73,101 人→R 3年 148,830 人→R 5年目標値 130,000 人をクリアしており、ひまわり畑の根強い人気やジャンパランド利用等の相乗効果を認識させられた。

③特産品の開発支援・・・R 2年 1 件、R 3年 1 件→R 5年目標値 8 件を達成するには厳しいと思うが、時間をかけて研究し多くの方から永く愛される人気のある特産品開発に粘り強く取り組んで欲しい。

○就労者への支援

①立地企業の雇用者数・・・R 2年 2,146 人→R 3年 1,683 人→R 5年目標値 4,500 人であるが、R 3年はR 2年より減少しており、移住者対策としても雇用創出にしっかりと取り組むべきである。

②地元就職の促進：小中学生向け事業の実施参加者数・・・R 2年、3年とも実績 0→R 5年目標値 30 人、コロナ禍が影響したと思うが、町内の企業や仕事の内容等を座学で知ってもらう取り組みなど工夫してはどうか。

(3) 令和4・5年度の取組みについて、注視する点など

【道路住宅課】

- 1、要望の多い道路整備については、年に2～3件の整備となっているが、交通安全上からも現在の倍以上の整備を進めるよう整備計画を見直し、町民の付託に応えるべきである。
- 2、1級河川の整備計画は思うように進んでいないことから、線状降水帯などの気候変動に対応できる整備にはほど遠い状況であり、早期整備を県にもっと積極的に働きかけることが求められている。
- 3、公園の整備について、撤去した遊具に変わる新たな遊具の早期設置に向け、公園の場所なども含め総合的に検討し、子ども達が楽しいと思える公園にするべきである。
- 4、町営住宅の集合化について、建設場所や民間アパートの借り上げ等さまざまな角度から検討しているとのことであるが、併せて建設する場合はPFIなどの手法や障がい者（車イス使用）、高齢者、若い人が入居できる住宅などの建設について、さまざまな町内業者が集まり検討しているとの説明であったが、いつ頃までに結論を出して実行に移す考えなのか、見通しを明らかにするべきである。
- 5、空き屋対策と空き屋の活用については、現在66件（徳田20件、不動17件、煙山29件）となっており、その内21件（31.8%）が空き屋バンクを活用したいと欲しているとのことであるが、現在農地付き空き屋を活用したいとの相談が2件あるとのことで関係者と協議中とのことである。
また、譲渡所得の特例措置には一定の要件はあるが、空き家バンクに登録していることも申告時の確認書類にできる。（特例期間は令和5年までの譲渡日が対象）

【上下水道課】

- 1、今後、3地区の宅地化が進み、近い将来には1,400人から1,500人の人口増となると思われるが、本町の水道供給量は1日1万3,000トンであり、現在の使用量は1日9,000トンから1万トンであることから、1人1日最大450リットルの使用量と仮定した場合でも、十分に対応できるとの説明であった。したがって梁川ダムからの取水は当面考えなくてもいいとのことであり、このことを広報等で町民に情報提供することも考えるべきである。

【産業観光課】

○各種取り組み

- 1、企業誘致の見通しについて：現在進めている国道4号の地区計画において3ヶ所、西部工業団地1ヶ所の新たな企業誘致を進めていきたい。
- 2、R5年度に和味地区のひまわり畑30アールに、オイルを絞る品種を植えつけし試験的にひまわりオイルの生産に取り組みたい。
- 3、新規就農者の育成について：県の補助金制度（最大1,000万円）はハードルが高く、町の補助金を活用してR1年から4名が就農しているが、現在1名の方が相談に来ており就農に向けて引き続き支援していきたい。
- 4、現在、農業法人化にむけて5組織から相談を受けており、矢次と広宮沢は準備に取りかかっている。

- 5、農福連携の取り組みについて：町内の障害者施設に対しアンケート調査を行ったが、その中で畑付近にトイレが必要とか、朝早い時間に対応できない、保護者の支援が必要との意見があり、マッチングの難しさを感じている。なお、間野々にある食堂から土地を借りてトマトやネギを栽培したいとの問い合わせがあり、現在検討している。
- 6、特産品開発の取り組み状況について：R 3年に高館農園が特産品開発補助金を活用して、プルーンとリンゴを乾燥し町内の産直で販売するほか町内飲食店で提供している。また、澤田屋のキクイモの漬物やヤマブドウを活用した漬物の商品化がされているが、今年はタルトタタンが山ブドウを使用してサブレを商品化している。
- 7、工業団地（下田・西部）などの就労者数について：R 2年度 2,156人だったが、R 3年度に薬王堂とコカコーラが盛岡に移転し、R 4年度の就労者数は1,683人で463人の減少となった。今後、国道4号沿線で営業を予定している岩手日野自動車や、西部工業団地に進出する大手物流会社プロロジスがR 5年秋頃開業を予定しているなどの朗報もあり、就労人口は増加すると捉えている。
- 8、ジャンパランドと町内のビジネスホテルの利用者数について
R 3年度、ジャンパランドの来場者数は29,319人。スーパーホテル 25,586人、ルートイン 51,792人となっており、観光客入込数はR 1年度 19万7,530人が訪れていたが、R 3年度は23万3,483人となった。

（4）第8次矢巾町総合計画において取組んで欲しい点

- ・ 新たな住宅地の造成がいよいよ始まり、さらには近いうちに業務用地の造成工事も始まる状況にあり、どんどん変化し着実に発展する町の姿に期待が高まるが、その一方で町を南北に縦断する幹線道路と比較し、東西に横断する幹線道路の不十分な状況に多くの町民が不備を指摘し早期の改善を願っている。しかし永年に亘って改善されない状況から東西の開発と均衡ある発展に差がでてきている要因になっているとの不満の声が出ている。このことから現在計画されている都市計画道路の建設を早期に推進し、東西幹線道路の実現を図るべきである。
- ・ 事業の計画に当たっては町民の思いや各種・各層・各団体等の要望などにしっかりと耳を傾け、他の市町村と比較し本町に不足しているものは何なのか、さらには将来にわたって矢巾町の魅力を高めるための取り組みについて精査研究し、長年の懸案事項や優先課題についてもしっかりと検証して総合計画を立案し、目標達成に向け最大限努力する体制をしっかりと創ってもらいたい。

（5）全体的所感

第7次総合計画後期基本計画の前半の検証を関係課ごとに該当する項目に沿って、一つ一つ資料を確認しながら取り組み状況や実績をチェックし、併せてそれぞれの担当者から計画の推進に関し、具体的な事業の取り組み事例等の聞き取りを行い検証を進めた。

約2年半にもなる新型コロナウイルス感染症によるさまざまな影響や制約の中で、各種施策の推進や各事業の展開にあたり、当初予定していた取り組みが思うように進められなかった部分も少なからずあったことが伺えたが、そのような状況にあって企業誘致を図る

ため市街化調整区域における地区計画制度を活用した適正な土地利用の推進や、永年の懸案であった町道矢次線の工事推進に向けた取り組み、さらには上下水道の有収率と耐震化向上の取り組み、また、課題であったひまわりオイルの活用を視野に先進地の視察研修を行い、令和5年度に向けたひまわりオイル用の品種の栽培を試験的に取り組む体制づくりや、農福連携の取り組みに向けた関係施設へのアンケート調査実施やマッチングの取り組み、さらには懸案であった南昌山山頂の展望台の改修など、西部地区における観光振興をはじめとした活性化に向けたさまざまな取り組み等、後期基本計画の推進を図るため、一つずつ着実に取り組んできていることを確認することができた。

後期基本計画は残すところ1年2カ月余りとなり、各担当課において計画達成に向け再点検をしっかりと行い、不十分な取り組みについては何が問題なのか、課題は何なのかしっかりと分析した上で目標値達成に最大限努力し、町政推進の基本となる第7次矢巾町総合計画の完遂に向け、関係する組織や団体等との連携と打ち合わせを図りながら、それぞれの力を結集して取り組むことを期待し報告とする。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証報告

教育民生常任委員会

(1) ヒアリングの実施状況

令和4年12月12日(月)

13:50～15:20 学校教育課 子ども課 学校給食共同調理場
15:30～17:00 福祉課 健康長寿課 文化スポーツ課

(2) 令和2・3年度の実績等について

コロナ禍の影響で集合による取り組みに対して、実施できなかった事項や中止した項目も多くあったが、致しかたなかったと判断できる。

説明を受けた内容の詳細は、教育民生ファイル第9回委員会資料による。

(3) 令和4・5年度の取組みについて、注視する点など

- ① 矢巾型コミュニティ・スクールを地域と連携して運営される必要なことから、活動内容を町民に広く周知する仕組みづくりを行うこと
- ② 学校適用支援員及び特別支援教育支援員の配置数の充実を強化すること
- ③ ファミリーサポート運営は益々利用が増えると想定できるためPR強化に努めること
- ④ いじめ防止、自殺防止、児童虐待防止の対策強化と相談窓口の充実を図ること
- ⑤ 特定健康受診率向上を図ること(受信しない理由を調査し対応策に努める)
- ⑥ 出前講座を町公民館のみで行わないで、年3回程度各自治公民館でも実施を図ること
- ⑦ 文化財を活用した散策中心のイベントを年2回程度平日開催で検討すること
- ⑧ スクールバス運行を生徒や保護者の意向を把握して拡大すること

(4) 第8次矢巾町総合計画において取組んで欲しい点

所掌担当に係わる項目

- ◇20年先の将来展望を見据えた小中学校学区の見直しを
それと小学校統合を含めた老朽化校舎の新築を
- ◇所得枠制限を拡大して、給付型奨学金制度の拡大を(条件付き給付)
- ◇健康寿命を伸ばす、医療費の削減を図るためにエンジョイ活動の充実・活性化を
- ◇スポーツのまち、音楽のまちの相応しい計画的年間イベントの実施を

所掌担当以外の項目

- ◇バイオマス発電を含めた新エネルギーに配慮したまちづくりを
- ◇矢巾斎苑の早期移転計画の具現化を
- ◇ごみ減量施策の更なる積極推進とリサイクル強化を
- ◇環境保全と環境美化を推進し、自然を愛する観光客誘致を

(5) 全体的所感

- ◇第8次総合計画を前期・後期8年で計画するには無理がある。社会情勢や技術革新が目覚ましい変化の時代に4年計画が期間的にベターであると思う。
- ◇総合計画は施策の方針であり具体的指標（目標値）がない場合、1年ごとの実施計画書を附帯として作成すべきである。
指標を明確に設定しないとPDCA手法により、評価・アクションが打てないと思う。
- ◇実施計画の評価は4半期ごとに進捗確認することが望ましい。
- ◇年間で取り組み評価できる項目は、総合計画施策とはせず実施計画で行うべきである。

議案第20号

矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長（矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）第1条に定める上下水道事業における上下水道管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の条例で定める額は、零とする。

2 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、規則で定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種類に応じ、規則で定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関が、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問をする機関は、矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）第15条に規定する矢巾町行政情報公開・個人情報保護不服審査会とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢巾町個人情報保護条例の廃止)

2 矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の矢巾町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項及び第2項に規定する開示の請求、第25条第1項に規定する訂正の請求、第33条第1項に規定する利用の停止、消去又は提供の停止の請求及び第41条第1項に規定する是正の申出に関する処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第38条第1項の規定による矢巾町行政情報公開・個人情報保護不服審査会にされた諮問であって、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申又は同条第3項の規定による裁決がされていないものは、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた同条第1号に規定する個人情報で公文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は職員であった者
 - (2) この条例の施行前において旧条例第9条第2項の委託を受けた事務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧条例第9条第2項の指定管理者に係る個人情報を取り扱う事務に従事していた者
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（矢巾町行政情報公開条例の一部改正）
- 7 矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「矢巾町行政情報公開・個人情報保護運営審議会」を「矢巾町行政情報公開運営審議会」に改める。

「第4章 矢巾町行政情報公開・個人情報保護運営審議会」を「第4章 矢巾町行政情報公開運営審議会」に改める。

第15条中「及び矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項並びに矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年矢巾町条例第 号）第45条第1項及び第50条」に改める。

第23条第1項中「及び個人情報保護条例による個人情報保護制度」を削り、「矢巾町行政情報公開・個人情報保護運営審議会」を「矢巾町行政情報公開運営審議会」に改め、同条第2項及び第4項中「及び個人情報保護制度」を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

- 8 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

行政情報公開・個人情報保護運営審議会	7,000
--------------------	-------

を

行政情報公開運営審議会	7,000
-------------	-------

に改める。

議案第21号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</p> <p>第30条 令和元年度から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</p> <p>第30条 令和元年度から令和4年度分までの国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）<u>及び令和4年度以前の国民健康保険税であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(2)</u> 〔略〕</p> <p><u>(3)</u> 〔略〕</p> <p><u>(4)</u> 〔略〕</p> <p><u>(5)</u> 〔略〕</p> <p><u>(6)</u> 〔略〕</p> <p><u>(7)</u> 〔略〕</p> <p><u>(8)</u> 〔略〕</p> <p><u>(9)</u> 〔略〕</p> <p><u>(10)</u> 〔略〕</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2)</u> <u>未来戦略課</u></p> <p><u>(3)</u> 〔略〕</p> <p><u>(4)</u> 〔略〕</p> <p><u>(5)</u> 〔略〕</p> <p><u>(6)</u> 〔略〕</p> <p><u>(7)</u> 〔略〕</p> <p><u>(8)</u> 〔略〕</p> <p><u>(9)</u> 〔略〕</p> <p><u>(10)</u> 〔略〕</p> <p><u>(11)</u> 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

矢巾町職員定数条例（平成 2 年矢巾町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 16 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
(職員の定数)	(職員の定数)																												
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。																												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="163 368 779 400">区分</th><th data-bbox="784 368 1104 400">定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="163 403 779 440">町長部局の職員</td><td data-bbox="784 403 1104 440"><u>139人</u></td></tr><tr><td data-bbox="163 443 779 480">〔略〕</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="163 483 779 520">教育委員会所属の職員</td><td data-bbox="784 483 1104 520"><u>41人</u></td></tr><tr><td data-bbox="163 523 779 560">〔略〕</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="163 563 779 600">農業委員会事務局の職員</td><td data-bbox="784 563 1104 600"><u>2人</u></td></tr><tr><td data-bbox="163 603 779 639">〔略〕</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	定数	町長部局の職員	<u>139人</u>	〔略〕		教育委員会所属の職員	<u>41人</u>	〔略〕		農業委員会事務局の職員	<u>2人</u>	〔略〕		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1135 368 1751 400">区分</th><th data-bbox="1756 368 2076 400">定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1135 403 1751 440">町長部局の職員</td><td data-bbox="1756 403 2076 440"><u>134人</u></td></tr><tr><td data-bbox="1135 443 1751 480">〔略〕</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="1135 483 1751 520">教育委員会所属の職員</td><td data-bbox="1756 483 2076 520"><u>45人</u></td></tr><tr><td data-bbox="1135 523 1751 560">〔略〕</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="1135 563 1751 600">農業委員会事務局の職員</td><td data-bbox="1756 563 2076 600"><u>3人</u></td></tr><tr><td data-bbox="1135 603 1751 639">〔略〕</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	定数	町長部局の職員	<u>134人</u>	〔略〕		教育委員会所属の職員	<u>45人</u>	〔略〕		農業委員会事務局の職員	<u>3人</u>	〔略〕	
区分	定数																												
町長部局の職員	<u>139人</u>																												
〔略〕																													
教育委員会所属の職員	<u>41人</u>																												
〔略〕																													
農業委員会事務局の職員	<u>2人</u>																												
〔略〕																													
区分	定数																												
町長部局の職員	<u>134人</u>																												
〔略〕																													
教育委員会所属の職員	<u>45人</u>																												
〔略〕																													
農業委員会事務局の職員	<u>3人</u>																												
〔略〕																													
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。																													

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第24号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(休憩時間) 第6条 [略] 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p>	<p>(休憩時間) 第6条 [略] 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。 <u>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u> <u>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u> <u>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について

矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例

矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第4章 〔略〕 第5章 雑則（第30条—第35条） 〔新設〕 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 〔略〕 （2） 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （3） 〔略〕 （設置等） 第23条 〔略〕 2 審議会は、行政情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項及び改善について、実施機関の諮問に応じ<u>調査、審議</u>する。 3 審議会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関することについて、実施機関の諮問に応じ<u>調査、審議</u>する。 4 審議会は、前2項の<u>調査、審議</u>のほか、行政情報公開制度及び個人情報保護制度の実施に関し、町長に意見を述べることができる。 第35条 〔略〕</p>	<p>目次 第1章～第4章 〔略〕 第5章 雑則（第30条—第35条） <u>第6章 罰則（第36条）</u> 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 〔略〕 （2） 実施機関 町長（<u>矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）第1条に定める上下水道事業における上下水道管理者の権限を行う町長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （3） 〔略〕 （設置等） 第23条 〔略〕 2 審議会は、行政情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項及び改善について、実施機関の諮問に応じ<u>調査審議</u>する。 3 審議会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関することについて、実施機関の諮問に応じ<u>調査審議</u>する。 4 審議会は、前2項の<u>調査審議</u>のほか、行政情報公開制度及び個人情報保護制度の実施に関し、町長に意見を述べることができる。 第35条 〔略〕</p>

〔新設〕

第6章 罰則

第36条 第20条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第26号

矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例

矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第202条</u>の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第196条第1項ただし書、第200条第2項及び第202条</u>の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（議員のうちから選任する監査委員）</p> <p><u>第1条の2 法第196条第1項ただし書の規定により、監査委員は、議員のうちから選任しない。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する議員のうちから選任された監査委員は、その監査委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第1条関係）					別表第1（第1条関係）				
区分	報酬額			備考	区分	報酬額			備考
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
〔略〕					〔略〕				
監査委員	<u>議会選出者</u>	<u>351,000</u>			監査委員	<u>代表監査委員</u>	<u>409,000</u>		
	<u>識見を有する者</u>	<u>409,000</u>				<u>代表監査委員以外 の監査委員</u>	<u>351,000</u>		
〔略〕					〔略〕				
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>									

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた議員のうちから選任された監査委員が

在職する場合においては、前項の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

議案第27号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）<u>及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

道路の廃止に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)
1	774	茨垣線	赤林第16地割字前郷94番	又兵工新田第4地割字下海老沼87番2	2,070.60
2	960	荻立4号線	北矢幅第2地割字荻立170番	北矢幅第2地割字荻立30番3	364.50
3	1012	向井堤線	上矢次第4地割字堤19番1	上矢次第4地割字堤28番1	203.90
4	1079	下海老沼5号線	又兵工新田第4地割字下海老沼63番1	又兵工新田第6地割字谷地1番5	170.10
5	1038	又兵工新田9号線	又兵工新田第8地割字腰巡6番1	北矢幅第5地割字土手166番2	1,001.00
6	1140	上海老沼12号線	又兵工新田第3地割字上海老沼189番	又兵工新田第4地割字下海老沼56番3	363.60
7	1147	上海老沼8号線	又兵工新田第3地割字上海老沼77番	又兵工新田第3地割字上海老沼78番	53.60
8	1191	上堤2号線	上矢次第4地割字堤47番	上矢次第4地割字堤43番	302.90
9	2129	矢巾団地線	又兵工新田第7地割字曲戸87番	西徳田第1地割字沼田138番	308.60
10	2138	新曲戸19号線	又兵工新田第7地割字曲戸38番7	又兵工新田第7地割字曲戸40番9	123.30
11	2139	新曲戸20号線	又兵工新田第7地割字曲戸38番7	又兵工新田第7地割字曲戸39番7	67.00
				合計	5,029.10

議案第29号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2771	上堤2号線	上矢次第4地割46番地先	上矢次第4地割27番27地先	205.00
2	2772	向井堤線	上矢次第4地割28番14地先	上矢次第4地割20番2地先	56.90
3	2773	向井堤2号線	上矢次第4地割39番5地先	上矢次第4地割29番11地先	289.30
4	2774	向井堤3号線	上矢次第4地割49番5地先	上矢次第4地割49番2地先	29.50
5	2775	下海老沼16号線	又兵工新田第4地割128番8地先	又兵工新田第6地割1番10地先	392.60
6	2776	茨垣線	赤林第16地割1番2地先	北矢幅第3地割130番2地先	1,755.60
7	2777	新曲戸21号線	北矢幅第5地割203番3地先	北矢幅第5地割86番地先	542.40
8	2778	矢巾団地線	西徳田第1地割5番7地先	又兵工新田第7地割38番7地先	396.40
合計					3,667.70

発議案第 1 号

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 1 6 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	藤 原 梅 昭
〃	〃	廣 田 清 実
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	水 本 淳 一
〃	〃	赤 丸 秀 雄
〃	〃	山 崎 道 夫

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、矢巾町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の

符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条1項1号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、

地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが高いものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照会してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなけれ

ばならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産

を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（専門を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知

しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を

与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第30条 第28条に規定する閲覧の方法による保有個人情報の開示における費用負担は無料とする。

2 第28条に規定する写しの交付による保有個人情報の開示における費用負担は、写しの作成及び送付に要する費用について、請求者の負担とする。

2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨

の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当

該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上や困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第15条に規定する矢巾町行政情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の取り扱いについての審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないの

に、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議案第 2 号

矢巾町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について

矢巾町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 1 6 日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

矢巾町議会の個人情報保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、矢巾町議会の個人情報保護に関する条例（令和 年矢巾町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に保するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員筆記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の

番号

- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者計の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴

の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従っ

て匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づきの本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開不請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受け取る前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第11項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定筆意見書(様式第8号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2項に規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該郭公

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において開示請求書

に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする

(訂正決定通知書等)

第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする
2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする

(別席停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについて

の第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、
「矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 年矢巾町議
会訓令第 号）の施行後遅滞なく」とする。

開示請求書

年 月 日

矢巾町議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 手数料

手数料	(請求受付印)
-----	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ）本人の氏名 _____ （ウ）本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様

矢巾町議会議長 氏 名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

様

矢巾町議会議長 氏 名

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

矢巾町議会議長 氏 名

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様

矢巾町議会議長 氏 名

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様

矢巾町議会議長 氏 名

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(矢巾町議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様

矢巾町議会議長 氏 名

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号 又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(矢巾町議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

矢巾町議会議長 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

様

矢巾町議会議長 氏 名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

訂正請求書

年 月 日

矢巾町議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 年条例第 号) 第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様

矢巾町議会議長 氏 名

訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

矢巾町議会議長 氏 名

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 年条例第 号) 第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、矢巾町を被告として (矢巾町議会議長が被告の代表者となります)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。 (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様

矢巾町議会議長 氏 名

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する
条例（令和 年条例第 号）第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長すること
としましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様

矢巾町議会議長 氏 名

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する
条例（令和 年条例第 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長すること
としましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 36 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

(町長等) 様

矢巾町議会議長 氏 名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(町長等) に提供している次の保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

利用停止請求書

年 月 日

矢巾町議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 年条例第 号) 第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様

矢巾町議会議長 氏 名

利用停止決定通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

矢巾町議会議長 氏 名

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 41 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、矢巾町議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、矢巾町を被告として（矢巾町議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

矢巾町議会議長 氏 名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

様

矢巾町議会議長 氏 名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 43 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様

矢巾町議会議長 氏 名

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号）第 45 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

発議案第 3 号

矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程
を廃止する訓令について

矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 1 6 日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行
規程を廃止する訓令

矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規
程（平成17年議会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

発議案第 4 号

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 1 6 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	藤 原 梅 昭
〃	〃	廣 田 清 実
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	水 本 淳 一
〃	〃	赤 丸 秀 雄
〃	〃	山 崎 道 夫

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。			（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。		
名称	委員定数	所管事項	名称	委員定数	所管事項
総務常任委員会	〔略〕	総務課、企画財政課、税務課、町民環境課及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務常任委員会	〔略〕	総務課、 <u>未来戦略課</u> 、企画財政課、税務課、町民環境課及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。